

責任・公の秩序「自覚せよ」



自民改憲草案

自由①

自由ってなんだ？

自民党憲法改正草案12条には、こうある。「国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」

説教くさい。

あなたたちは自由です。でも濫用はだめ。責任と義務を自覚しなさい。公益及び公の秩序に反してはいけません——。条文に新たに付けられたタイトルは「国民の責務」。自民党はQ&A集で説明する。「個人が人権を主張する場合に、人々の社会

国民は「子ども」ですか？

生活に迷惑を掛けてはならないのは、当然のことです」

当然のこと……。あれ？ この言葉のトーン、「あの時」に似ている。20年前の光景を、ふいに思い出した。

「そんなわがままは社会で通用しないぞ」

小学6年の夏。私が「中学で坊主にはせんから（しないから）」と切り出すと、先生からこんな答えが返ってきた。通うことが決まっていた岡山県倉敷市立の中学校は「男子は丸刈り、女子はおかつぱ」が校則だった。いがぐり頭に詰め襟の学ラン姿。一面に広がる田んぼの中をヘルメットをかぶって一列に並び自転車走らせる。ださい。おしゃれに自覚めつつあった私は、どうしても嫌だった。

日ごろは優しく、親切な先生だった。最初は諭すように。次

第に声が冷たくなり、最後は怒声に変わった。

「校則は社会のルール。守れないやつは犯罪者と同じだ」

自分の髪形が、どうして社会のルールの話になるのかよくわからなかった。でも先生には「当然のこと」のようだった。

結局、受験して私立中学に入

学し、丸刈りは免れた。でも、私と先生の「当然」が違う時、先生の「当然」が正しいのが社会なのか？ 私は「犯罪者」なのか？ 少し後ろめたかった。

中学入学後、そんな後ろめたさを解消してくれる本を偶然、書店で手にした。1990年に

出された「生徒人権手帳」だ。89年に国連で採択された「子どもの権利条約」に基づき、「体を罰をうけない」「集団行動訓練を拒否する」「自分の髪形は自分で決める」といったことは、子どもが持つ権利だと説明

していた。他人がなんと言おうとも個人の自由は尊重される、と。

現行憲法97条も、わざわざ明記している。「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であると。

ではなぜ、自由を主張すると警戒されるのか。「大人は、鋳型のような『よき子ども像』を勝手に描いていますからね」。

「手帳」の筆者の一人で、当時、学校の校則問題に取り組んでいたノンフィクションライターの藤井誠二さんは、そう振り返る。「鋳型」から外れる子どもは不幸になる。規則で縛ってあげないといけない。それが子どものためなのだ——。

だが藤井さんは言う。「仮に善意でも、相手を縛る規則をつくるのは結局、相手を信用して

いないからです」

なるほど。改憲草案をつくった政治家には、国民が「子ども」のように見えているのかもしれない。